

# 北秋田市病院事業経営強化プラン

(令和 6 年度～令和 9 年度)

令和 6 年 3 月

北秋田市

# 目次

1 基本的事項.....	1
1.1 策定の趣旨.....	1
1.2 計画の位置づけと名称.....	1
1.3 計画期間.....	1
2 北秋田市民病院を取り巻く現状.....	2
2.1 地域の状況.....	2
(1) 地域の人口と年齢構成.....	2
(2) 地域の医療供給状況.....	3
2.2 北秋田市民病院の状況.....	4
(1) 病院の概要（令和4年度時点）.....	4
(2) 患者の動向.....	4
3 取組内容と目標.....	6
3.1 取組内容.....	6
(1) 役割・機能の最適化と連携の強化.....	6
(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革.....	8
(3) 経営形態の見直し.....	9
(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組.....	9
(5) 施設・設備の最適化.....	9
(6) 経営の効率化等.....	10
4 経営強化プランの進捗管理と情報開示.....	13
4.1 経営強化プランの点検および評価.....	13
4.2 経営強化プランの公表.....	13
別紙1.....	14

# 1 基本的事項

---

## 1.1 策定の趣旨

地域医療を取り巻く環境は、依然として医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、医療の高度化などにより厳しい状況が続いています。また、新興感染症の拡大は医療提供体制に多大な負荷を与え、病院経営に大きな影響を与えることとなりました。

今後、将来にわたって安定的な医療を提供するためには、地域全体で医療資源を最大限活用し、それぞれの医療機関が役割・機能をさらに見直し、明確化・最適化したうえで高度に連携を深めることが必要です。ついては、そのような視点からの経営強化に向けた中期計画を策定します。

## 1.2 計画の位置づけと名称

本計画は、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月29日付け総財準第72号総務省自治財政局長通知別添。以下「経営強化ガイドライン」という。）に基づく公立病院経営強化プランに位置づけ、名称を「北秋田市病院事業経営強化プラン」（以下「経営強化プラン」という。）とします。

また、「地域医療構想の進め方について」（令和4年3月24日付け厚生労働省医政局長通知）により、経営強化プランは地域医療構想の具体的対応方針として位置づけることとされており、秋田県地域医療構想（北秋田地域医療構想）との整合を図ることとします。

なお、本経営強化プランはこれまでの「北秋田市公立病院改革プラン」を土台として、経営強化ガイドラインで追加された項目を補強して策定するものとします。

## 1.3 計画期間

令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

## 2 北秋田市民病院を取り巻く現状

### 2.1 地域の状況

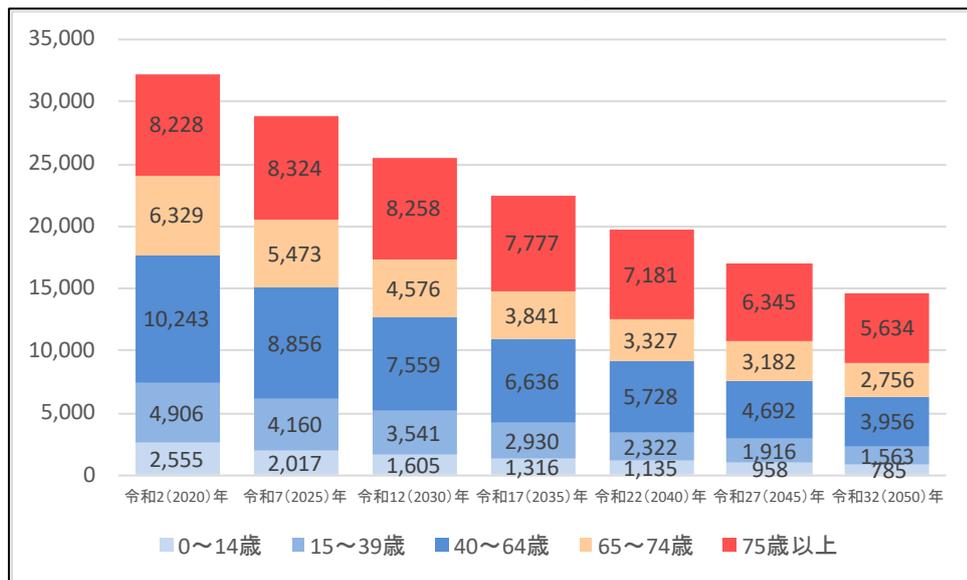
#### (1) 地域の人口と年齢構成

北秋田地域（以下「当地域」という。）における人口は、令和2（2020）年10月1日時点において32,261人で、平成27年10月1日時点に比べ、この5年間で3,344人（9.4%）減少しています。北秋田市が位置する当地域だけでなく、秋田県全体における過疎化が進んでいます。

他方、当地域における年齢構成については、令和2（2020）年10月1日時点で15歳未満の年少人口が2,555人（7.9%）、15歳以上65歳未満の生産人口が15,149人（47.0%）、65歳以上の高齢人口が14,557人（45.1%）であり、平成27年10月1日時点から高齢化率が5.6ポイント上昇し、より少子高齢化が進行している状況にあります。

推計によると、令和7（2025）年には当地域における人口は28,830人まで減少し、65歳以上の人口についても減少となるものの、高齢化率は47.9%に達する見込みです。また、同年には、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となるため、地域内においても後期高齢者人口が8,324人とピークを迎えるとされています。

図 北秋田地域の人口推計



年齢階層	国勢調査	将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所 2023年12月推計)					
	令和2(2020)年	令和7(2025)年	令和12(2030)年	令和17(2035)年	令和22(2040)年	令和27(2045)年	令和32(2050)年
年少人口(0～14歳)	2,555人	2,017人	1,605人	1,316人	1,135人	958人	785人
生産年齢人口1(15～39歳)	4,906人	4,160人	3,541人	2,930人	2,322人	1,916人	1,563人
生産年齢人口2(40～64歳)	10,243人	8,856人	7,559人	6,636人	5,728人	4,692人	3,956人
高齢者人口(65歳以上)	14,557人	13,797人	12,834人	11,618人	10,508人	9,527人	8,390人
後期高齢者人口(75歳以上=再掲)	8,228人	8,324人	8,258人	7,777人	7,181人	6,345人	5,634人
<b>総人口</b>	<b>32,261人</b>	<b>28,830人</b>	<b>25,539人</b>	<b>22,500人</b>	<b>19,693人</b>	<b>17,093人</b>	<b>14,694人</b>

出所：日本医師会「地域医療情報システム」より抜粋

## (2) 地域の医療供給状況

当地域の令和3年度における医療施設数は、病院が2箇所、人口10万人あたり6.20施設で、秋田県全体の6.77施設よりやや少ない状況です。一般診療所が15箇所あり、人口10万人あたり46.50施設で、秋田県全体の62.43施設より少ない状況です。

また、令和3年度における病床数は464床、人口10万人あたり1,438.27床で、秋田県全体の1,452.42床と同水準です。一般診療所病床は4床あり、人口10万人あたり12.40床で、秋田県全体の67.74床より少ない状況です。

当地域の医師総数は、人口10万人あたりと比較すると、114.69人と秋田県全体の233.25人に対し、約5割となっており、医師不足となっているため、安定的な医師確保対策が求められています。

図 北秋田地域の医療供給状況



出所：日本医師会「地域医療情報システム」より抜粋

## 2.2 北秋田市民病院の状況

### (1) 病院の概要（令和4年度時点）

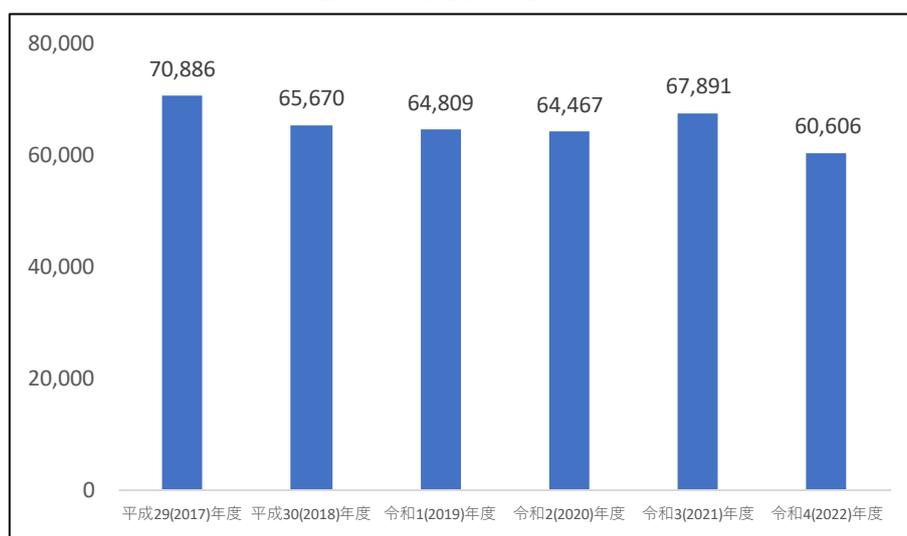
項目	内容
病院名	北秋田市民病院（指定管理者 JA 秋田厚生連）
二次医療圏	県北医療圏（北秋田地域）
所在地	秋田県北秋田市下杉字上清水沢 16-29
許可病床数	320 床
診療実績	一日当たり入院患者数：166.0 人/日 病床稼働率：74.1% 平均在院日数：18.5 日 一日当たり外来患者数：505.4 人/日
標榜診療科	内科、消化器内科、循環器内科、心臓血管外科、小児科、精神科、外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、歯科口腔外科、皮膚科、形成外科、リハビリテーション科、呼吸器内科、麻酔科、放射線科、神経内科

### (2) 患者の動向

#### ① 入院患者数

入院患者数は、令和3（2021）年度に新型コロナウイルス感染症が拡大による増加がみられましたが、長期的に減少傾向で推移しています。

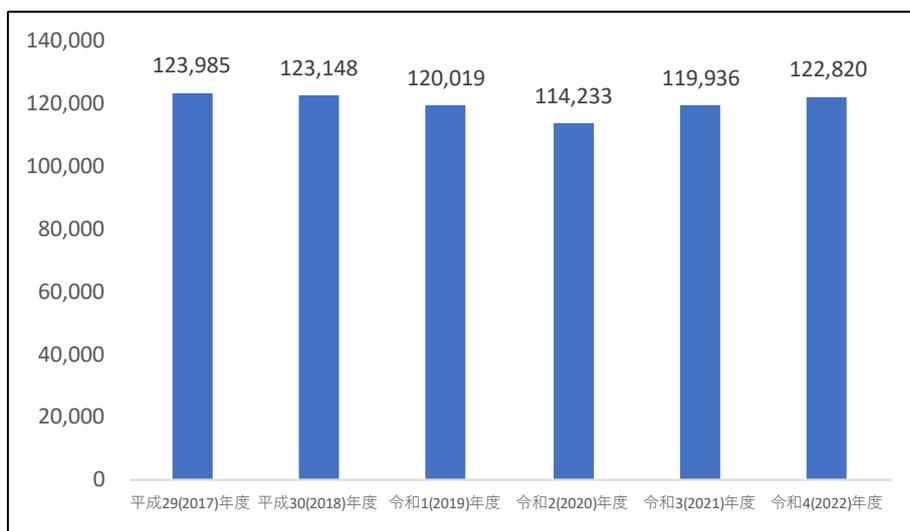
図 入院患者数の推移（人）



## ② 外来患者数

外来患者数は、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により減少したものの、10 万人超で推移しています。

図 外来患者数の推移（人）



## 3 取組内容と目標

---

### 3.1 取組内容

#### (1) 役割・機能の最適化と連携の強化

##### ① 令和9年（2027年）における当該病院の具体的な将来像

地域医療構想を踏まえ、県内で唯一指定病院のない地帯となっていた「地域がん診療病院」に指定されたことから、がん診療体制の充実を図ります。高度急性期については、県のドクターヘリの活用も含め、今後も他の圏域の病院との連携体制の強化を推進します。二次医療体制として、急性心筋梗塞については、県北の体制整備を念頭に、県央・県南など、近接する医療圏との連携を強化します。脳卒中については、急性期リハビリテーションを含め、専門医、スタッフの確保を図り専門的な治療を行えるよう努める必要があります。

現在、休床している病棟については、今後の医療需要を念頭に、当地域で不足している医療機能を補完するため、指定管理者と協議し、一般病床、急性期以外の機能病床の適正な利活用を検討していきます。

#### ア) 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割・機能

当院は、過疎地である豪雪地帯を含む広大な面積を有する北秋田地域にあり、1市1村で構成されています。当地域には、当院以外の病院は鷹巣病院（精神科）のみであり、診療所等の一次医療機関も鷹巣地区に集中しており、その他の地区は市立、村立の診療所が各一箇所となっていることから、当地域の二次医療を単独で担っている現状です。

一方で、医師不足により未提供や不足している分野の医療も多く、結果的に多くの患者が当地域外での受診を余儀なくされており患者の負担となっています。今後は、県地域医療構想で不足であるとされた医療機能について、将来的に整備または、近接する医療圏との連携を図ることにより、地域内の医療需要に対応していく必要があります。人口減少のため、患者数の減少が想定されていますが、当院には、市民のために良質で安心・安全な医療を提供し、地域の生命・健康を守る大きな責務があり、地域に必要な医療を確保することが重要です。

そのため、現在、政策的な医療として実施している救急医療センター、小児医療、療育医療、へき地医療、結核医療、感染症医療、がん診療、災害拠点備蓄などを含め、今後も継続する必要があります。

また、高齢化社会の進展に伴い、地域包括ケアシステム構築の一環として、今後の回復医療・在宅医療ニーズへの対応や増大していく認知症との合併症を併発した患者の受け皿とするため、地域包括ケア病棟の拡充や認知症ケア体制の構築が必要となってきています。

加えて、指定管理者との間で基本協定を締結したものの開始できていない精神医療に

については病床の活用を含め、今後も協議を継続していく必要があります。

## ② 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能

高齢化が進展する中で、在宅医療介護連携の中心的な役割を果たすため、現在市民病院内に設置している患者サポートセンターの充実を図り、市内の診療所や地域包括支援センター等と連携し、今後も切れ目のない在宅医療介護連携体制づくりを推進します。

広範囲の当地域をカバーするため、今後も地域内の医療と介護に関わる多職種の連携を強化し、入退院時の連携、医療と介護の連携などがスムーズに行うことができるよう取組を強化します。

後期高齢者の比率が上昇するにあたって、認知症対策が大きな課題となってくるため、認知症との合併症を併発した患者の受け入れや支援が可能となるよう地域包括ケア病棟の拡充や在宅医療体制への支援などの対策を進める必要があります。

## ③ 機能分化・連携強化

当院は北秋田地域唯一の公立病院であり、地域の病院・診療所で継続して治療されている患者の容体が増悪した場合、当院でできる限り受け入れし、容体が改善すれば開業医へ逆紹介させてもらうなど、紹介・逆紹介を積極的に行うことで病診連携の強化を図っていきます。

## ④ 医療機関や医療の質、連携の強化等に係る数値目標

1) 医療機能・医療品質に係るもの	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
救急患者数(人)	5,260人	5,687人	6,398人	5,416人	5,268人	5,199人	4,971人	4,822人	救急外来+救急搬送
救急応需率(%)	99.7%	99.9%	99.7%	99.7%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	
全麻手術件数(件)	527件	561件	531件	512件	500件	487件	474件	461件	
患者満足度(%)	97.1%	97.2%	99.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	
2) その他	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
入院患者満足度(%)	97.6%	97.4%	99.5%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	
外来患者満足度(%)	91.5%	97.2%	95.1%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	

## ⑤ 一般会計負担の考え方

当地域を取り巻く厳しい経営環境からも、病院収支が不採算となることは避けられない状況です。こうしたなか、北秋田地域唯一の総合病院であることから、地域にとって必要不可欠な医療体制の維持確保のために、ある一定の公費負担が今後も継続して必要となります。

その負担の考え方としては、医療需要とのバランスの取れた医療提供体制を目指し、指

定管理者と協力し、患者流出対策を実施し、市の負担が過大にならないよう努めていく必要があるほか、政策的医療については、今後も県・国の基準に相当する額を負担します。

## ⑥ 地域住民の理解のための取組

医療介護についての講演会や地域包括ケアに関する講演会を実施するとともに、病院広報の作成や市の広報を通じ、必要な医療体制の整備や利用の状況について今後も周知を行い、理解と協力を求めていきます。

## (2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

### ① 医師・看護師等の確保

労働集約型産業と言われている病院において、医療従事者が不足する余裕のない職場環境を招くことのないよう、人材の安定的な確保と定着を図ります。

なお医師については、一部に非常勤医師による診療応援を活用しながら、安定的な医療提供体制構築のためにも、常勤医師による診療体制の確保を基本とします。また、臨床研修医の受け入れを通じて若手医師の確保を図ります。

多種多様な医療スタッフによる専門性を活かしたチーム医療を実践するため、個々の職員の資質・能力・技術の向上を目的とした職種ごとの人材育成プログラムや新人教育プログラム等を実施します。

職員が働きやすい、風通しの良い職場環境づくりを推進し、職員のモチベーション向上を図ります。

#### 【主な取組】

- ・臨床研修医の受け入れによる若手医師の確保
- ・補助者等「支援業務人材」の確保と定着、育成によるタスクシフティングの推進
- ・柔軟な勤務体制に関する検討
- ・eラーニング研修のコンテンツ拡充による効率的な学習機会の提供
- ・今後の病院運営のあり方や方向性に関する職員教育と経営参画意識の醸成
- ・職員満足度調査の結果を踏まえた勤務環境の改善・充実
- ・職員提案箱の設置運用による職員の自由な発想に基づく意見・提案吸い上げ

### ② 医師の働き方改革への対応

職員の身体的・精神的負担の軽減を図り、安心して働き続けられる職場環境の整備に向け取組みます。

「医師の働き方改革」の進展と併せ、引き続き職員の労働時間を適切に管理・把握しながら、業務の効率化を進めていきます。

医師の健康に配慮し、良質な医療を提供します。

### **(3) 経営形態の見直し**

#### **① 取組状況の検証と見直し検討**

令和21年度までの指定管理（利用料金制）の基本協定を秋田県厚生農業協同組合連合会と締結していることから、経営形態の見直しは当分の間、行わない予定です。

提供する医療体制等については、適時、指定管理者と協議し内容について検討していく予定であり、一部休床となっている病床については、指定管理者と基本協定を踏まえ、今後も協議を継続していきます。

### **(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組**

#### **① 感染症対策の徹底**

新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画（BCP）に則り院内感染防止対策の再徹底はもとより、患者・利用者へのわかりやすい情報提供に努め、安全・安心な受診環境・療養環境の整備を図ります。

診療面においては指定管理者および県との緊密な連携のもと、入院・外来それぞれにおける感染症医療提供体制を万全に整え対応するほか、病院における検査体制の拡充を図ります。

#### **② 平時からの医療安全管理体制の充実**

法令に準拠し、医療安全管理、患者サポート体制の充実と併せ、安全・安心で質の高い医療を提供します。

##### **【主な取組】**

- ・入院患者とのオンライン面会の機会提供
- ・診療費自動精算機の運用による感染防止対策と患者の利便性向上
- ・オンライン診療の導入検討
- ・感染防護具の安定確保

### **(5) 施設・設備の最適化**

#### **① 施設・設備の適正管理と整備費の抑制**

病院施設や医療設備について、予防保全型維持管理の視点に立って、劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断を行います。計画的に維持管理・修繕・更新等を行うことを基本とし、ライフサイクルコストの軽減・平準化を図ります。

## ② デジタル化への対応

情報通信技術（ICT）を活用した業務の自動化・デジタル化による業務の見直しや、必要度の低い業務の廃止を含め、全職域において業務改善やタスクシフト等による業務運用フローの再検討を行い、業務の効率化と生産性向上に繋げることで、患者数規模に見合った業務効率化を図ります。

なお、デジタル化にあたっては、近年、病院がサイバー攻撃の標的とされる事例が増加していることから、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を踏まえ、情報セキュリティ対策を徹底します。

## (6) 経営の効率化等

### ① 経営指標に係る数値目標

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
1) 収支改善に係るもの									
経常収支比率 (%)	89.4%	93.6%	92.1%	88.3%	88.1%	89.6%	89.7%	90.3%	厚生連分
医業収支比率 (%)	89.2%	93.4%	92.0%	88.1%	88.0%	89.5%	89.5%	90.1%	厚生連分
修正医業収支比率 (%)	92.3%	96.1%	94.3%	89.4%	91.1%	92.7%	92.8%	93.4%	合算分
患者一人一日当たり外来収益 (円)	9,305 円	9,882 円	10,258 円	10,259 円	10,435 円	9,916 円	10,151 円	10,251 円	ドック除く
患者一人一日当たり入院収益 (円)	41,259 円	42,448 円	44,480 円	44,777 円	44,671 円	42,896 円	43,401 円	43,907 円	ドック除く
2) 経費削減に係るもの									
人件費率 (%)	59.8%	55.2%	57.5%	59.4%	58.5%	53.9%	53.3%	53.2%	厚生連分
委託費率 (%)	9.7%	8.5%	9.3%	9.7%	10.7%	9.9%	9.9%	9.9%	厚生連分
材料費率 (%)	18.5%	18.1%	18.1%	18.4%	19.1%	17.0%	17.3%	17.6%	厚生連分
3) 収入確保に係るもの									
一日当たり入院患者数 (人)	176.6 人	186.0 人	166.0 人	160.9 人	167.9 人	177.0 人	176.3 人	175.7 人	ドック除く
一日当たり外来患者数 (人)	470.1 人	493.6 人	503.4 人	479.3 人	468.5 人	459.2 人	451.2 人	443.9 人	ドック除く
稼働病床利用率 (%)	79.6%	83.8%	74.8%	72.5%	75.6%	79.7%	79.4%	79.1%	ドック除く
許可病床利用率 (%)	55.2%	58.1%	51.9%	50.3%	52.5%	55.3%	55.1%	54.9%	
紹介率 (%)	29.2%	14.7%	19.4%	20.0%	21.0%	22.0%	23.0%	24.0%	
逆紹介率 (%)	14.5%	21.5%	14.7%	20.0%	21.0%	22.0%	23.0%	24.0%	
4) 経営の安定性に係るもの									
常勤医師数 (人)	18.0 人	18.0 人	18.0 人	18.0 人	18.0 人	19.0 人	19.0 人	20.0 人	※歯科医師除く
必要医師充足率 (%)	138.1%	126.7%	135.6%	135.6%	128.1%	131.0%	132.6%	139.4%	
医師一人あたりの取り扱い患者数	6,620 人	7,274 人	6,859 人	6,953 人	7,062 人	6,829 人	6,744 人	6,418 人	
患者流出率 (国保) (%)	65.8%	61.8%	53.4%	56.5%	53.6%	53.0%	52.0%	51.0%	歯科入院除く

## ア) 上記数値目標設定の考え方

目標設定については、関連性を持って全体的にその状況を把握する必要があります。

収支比率については、患者減の中でも著しい悪化により公費負担が増大しないよう注視していく必要があります。経費削減に関しては、患者数に対して職員や材料が過度に過剰にならないように努める必要があります。収入確保については、外来、入院とも圏域の需要に対応し、病床利用率等が著しく悪化しないよう努めます。

医師の確保が医療体制の継続、経営の安定化に大きな影響を及ぼすことから、特に常勤医師の確保対策に重点的に取り組む必要があります。また、常勤医師が不足する部分については必要医師充足率を満たすためにも、非常勤医師等を確保する体制が重要です。今後も、県、関連大学の医局とも緊密に連携し、医師確保に努めていきます。

また、利用者に選んでもらえる病院として患者満足度や紹介率の向上にも努める必要があります。なお、上記数値目標には診療報酬改定は見込んでいません。

## ② 経常収支比率に係る目標設定の考え方

常勤医師が不足しており、非常勤医師だけで対応している診療科目もあります。また、当地域の地理的な要因から不採算となることが避けられない地域であり、他の地域からの多数の患者流入がなければ黒字化は困難な状況にあります。指定管理の基本協定期間である令和 21 年度までの経常収支比率の黒字化を目標とし、患者一人当たりの診療報酬単価の向上による収入確保、経費削減を行いながら、経常収支比率の向上を行っていきます。

経常収支比率の黒字化が図られるまでは、引き続き、継続可能で安定的な医療体制づくりのため、一定程度の公費負担をしつつも、常勤医師確保を重点に行っていきます。また、二次医療として求められる地域内の医療需要にある程度完結的に対応できる体制づくりを目指し、医療体制の構築を指定管理者とともに進めていく必要があります。

## ③ 目標達成に向けた具体的な取組

### ア) 民間的経営手法の導入

当院は秋田県で唯一の指定管理者制度(利用料金制)を導入した病院であるとともに、県内の二次医療を担う 9 つの秋田県厚生連病院の一つとして運営されており、その民間的な手法やスケールメリットを活かし今後も安定的な経営を行っていきます。

### イ) 事業規模・事業形態の見直し

当地域に必要な医療機能を踏まえ、指定管理者と協議を行い、必要な規模を確保するとともに、今後の患者動向に注視し体制を検討していきます。また、事業実施の状況について指定管理者と情報を共有し緊密に連携していくほか、毎年、年 2 回の北秋田市民病院運営連絡協議会を開催し検討を行います。

## ウ) 経費削減・抑制対策

指定管理者制度の導入によるメリットを活かし、患者動向に変動があっても、材料費や人件費が著しく増大しないよう縮減に努めていく必要があります。そのため、指定管理者と収益や費用の動向について情報を共有し緊密に連携していくほか、北秋田市民病院運営連絡協議会を開催し検討を行います。また、北秋田市として、指定管理者から経営状況についての実績および見込などの報告を受けて、専門的な知見を有するコンサルタント等による経営分析や助言を得て経営支援を行っていきます。

## エ) 収入増加・確保対策

患者流出率を下げるため、必要な医療機能の拡充を行います。また、がんの診療体制について、平成 30 年 4 月に「地域がん診療病院」に指定されていますが、引き続き診療体制の強化を行います。平成 28 年度から稼働している地域包括ケア病棟については、病床利用率を継続して確保します。また、患者満足度の向上・維持や住民の理解を深めるため、多方面で情報発信を行い、市民が身近に感じ、頼れる地域の拠点病院として安心して選んでもらえるよう広報活動および接遇改善に努めます。

## オ) その他

休床している病床については、今後の医療需要の動向を踏まえながら、指定管理者と継続的に休床解消対策について協議をしていきます。

## ④ 各年度の収支計画

別紙 1 記載

## 4 経営強化プランの進捗管理と情報開示

---

### 4.1 経営強化プランの点検および評価

経営強化プランの実施状況について、年1回11月頃に点検および評価を行います。

「北秋田市民病院運営連絡協議会」において、点検および評価の内容その実施状況について報告を行い、意見や提言を受けることで、評価の客観性を確保し、より効果的な取組に繋がられるよう努めます。

### 4.2 経営強化プランの公表

経営強化プランの点検、評価および改定を行ったときは、その結果を北秋田市ホームページで概要を公表します。

# 別紙 1

(別紙1)

団体名 (病院名)	北秋田市(北秋田市民病院) ※病院事業会計分
--------------	---------------------------

(令和6年3月31日 予定)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分		年度							
		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収	1. 医 業 収 益 a	60	60	60	60	60	60	60	60
	(1) 料 金 収 入								
	(2) そ の 他	60	60	60	60	60	60	60	60
	うち他会計負担金 b	60	60	60	60	60	60	60	60
	2. 医 業 外 収 益	545	588	739	791	599	564	536	502
	(1) 他会計負担金・補助金	413	413	399	475	539	504	500	466
	(2) 国(県)補助金	19	19	19	19	19	19	19	19
	(3) 長期前受金戻入	41	41	41	41	41	41	17	17
	(4) そ の 他	72	115	280	256	0	0	0	0
	経 常 収 益 (A)	605	648	799	851	659	624	596	562
入	1. 医 業 費 用 c	703	712	700	769	853	824	637	610
	(1) 職 員 給 与 費 d								
	(2) 材 料 費								
	(3) 経 費	390	401	392	464	523	495	495	468
	(4) 減 価 償 却 費 e	313	311	308	305	330	329	142	142
	(5) そ の 他								
	2. 医 業 外 費 用	201	233	393	373	125	118	87	80
	(1) 支 払 利 息	78	74	71	67	67	63	58	54
	(2) そ の 他	123	159	322	306	58	55	29	26
	経 常 費 用 (B)	904	945	1,093	1,142	978	942	724	690
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	▲ 299	▲ 297	▲ 294	▲ 291	▲ 319	▲ 318	▲ 128	▲ 128	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)								
	2. 特 別 損 失 (E)								
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	0	0	0	0	0	0	0	0
純 損 益 (C)+(F)	▲ 299	▲ 297	▲ 294	▲ 291	▲ 319	▲ 318	▲ 128	▲ 128	
累 積 欠 損 金 (G)	▲ 3,724	▲ 4,021	▲ 4,315	▲ 4,606	▲ 4,925	▲ 5,243	▲ 5,371	▲ 5,499	
不良債務	流 動 資 産 (ア)								
	流 動 負 債 (イ)								
	うち一時借入金								
	翌年度繰越財源(ウ)								
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (イ)								
差引 不 良 債 務 (オ)	0	0	0	0	0	0	0	0	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	66.9	68.6	73.1	74.5	67.4	66.2	82.3	81.4	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{c} \times 100$	8.5	8.4	8.6	7.8	7.0	7.3	9.4	9.8	
修 正 医 業 収 支 比 率 $\frac{a-b}{c-e} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 支 比 率 $\frac{d}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
地方財政法施行令第15条第1項 により算定した資金の不足額 (H)									
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
病 床 利 用 率	0	0	0	0	0	0	0	0	

団体名 (病院名)	北秋田市(北秋田市民病院) ※病院事業会計分
--------------	---------------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度							
		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収 入	1. 企業債	21	0	0	180	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	253	257	255	274	386	295	299	304
	3. 他会計負担金								
	4. 他会計借入金								
	5. 他会計補助金								
	6. 国(県)補助金								
	7. その他								
	収入計 (a)	274	257	255	454	386	295	299	304
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)								
	前年度許可債で当年度借入分 (c)								
純計(a)-(b)+(c) (A)	274	257	255	454	386	295	299	304	
支 出	1. 建設改良費	23	0	0	180	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	251	257	255	258	291	295	299	304
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	16	95	0	0	0
	4. その他								
	支出計 (B)	274	257	255	454	386	295	299	304
差引不足額 (B)-(A) (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金								
	2. 利益剰余金処分量								
	3. 繰越工事資金								
	4. その他								
計 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)									
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収益的収支	( 336) 473	( 242) 473	( 233) 459	( 307) 535	( 374) 599	( 342) 564	( 340) 560	( 307) 526
資本的収支	( 135) 274	( 128) 257	( 127) 255	( 313) 454	( 225) 386	( 132) 295	( 134) 299	( 136) 304
合計	( 471) 747	( 370) 730	( 360) 714	( 620) 989	( 599) 985	( 474) 859	( 474) 859	( 443) 830

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいう。

(別紙1)

団体名 (病院名)	北秋田市(北秋田市民病院) ※厚生連(北秋田市民病院)分
--------------	---------------------------------

(令和6年3月31日 予定)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		年度							
		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収	1. 医 業 収 益 a	3,803	4,170	4,054	3,923	4,006	4,002	4,034	4,049
	(1) 料 金 収 入	3,723	4,067	3,956	3,832	3,916	3,882	3,911	3,926
	(2) そ の 他	80	103	98	91	90	120	123	123
	うち他会計負担金 b								
	2. 医 業 外 収 益	10	10	9	9	9	9	9	9
	(1) 他会計負担金・補助金								
	(2) 国(県)補助金								
	(3) 長期前受金戻入								
	(4) そ の 他	10	10	9	9	9	9	9	9
	経 常 収 益 (A)	3,813	4,180	4,063	3,932	4,015	4,011	4,043	4,058
入	1. 医 業 費 用 c	4,263	4,465	4,406	4,454	4,553	4,473	4,505	4,493
	(1) 職 員 給 与 費 d	2,276	2,303	2,332	2,332	2,343	2,413	2,402	2,392
	(2) 材 料 費	692	756	733	781	753	763	780	792
	(3) 経 費	752	889	824	857	833	685	685	685
	(4) 減 価 償 却 費 e	169	157	134	96	189	189	189	189
	(5) そ の 他	374	360	383	388	435	423	449	435
	2. 医 業 外 費 用	3	2	6	1	2	2	2	2
	(1) 支 払 利 息	2	1	1	1	2	2	2	2
	(2) そ の 他	1	1	5	0	0	0	0	0
	経 常 費 用 (B)	4,266	4,467	4,412	4,455	4,555	4,475	4,507	4,495
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	▲ 453	▲ 287	▲ 349	▲ 523	▲ 540	▲ 464	▲ 464	▲ 437	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	599	633	585	526	541	465	465	438
	2. 特 別 損 失 (E)	31	79	3	3	1	1	1	1
	特別損益 (D)-(E) (F)	568	554	582	523	540	464	464	437
純 損 益 (C)+(F)	115	267	233	0	0	0	0	0	
累 積 欠 損 金 (G)									
不良債務	流 動 資 産 (ア)								
	流 動 負 債 (イ)								
	うち一時借入金								
	翌年度繰越財源(ウ)								
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)								
差引 不 良 債 務 (オ)	0	0	0	0	0	0	0	0	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	89.4	93.6	92.1	88.3	88.1	89.6	89.7	90.3	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{c} \times 100$	89.2	93.4	92.0	88.1	88.0	89.5	89.5	90.1	
修 正 医 業 収 支 比 率 $\frac{a-b}{c-e} \times 100$	92.9	96.8	94.9	90.0	91.8	93.4	93.5	94.1	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{d}{a} \times 100$	59.8	55.2	57.5	59.4	58.5	60.3	59.5	59.1	
地方財政法施行令第15条第1項 により算定した資金の不足額 (H)									
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
病 床 利 用 率	79.6	83.8	74.8	72.5	75.6	79.7	79.4	79.1	

団体名 (病院名)	北秋田市(北秋田市民病院) ※厚生連(北秋田市民病院)分
--------------	---------------------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	年度	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	収 入	1. 企業債							
2. 他会計出資金									
3. 他会計負担金									
4. 他会計借入金									
5. 他会計補助金									
6. 国(県)補助金		25	19	19	19	19	19	19	19
7. その他		0	0	0	0	0	0	0	0
収入計(a)		25	19	19	19	19	19	19	19
うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)									
前年度許可債で当年度借入分(c)									
純計(a)-(b)+(c)(A)	25	19	19	19	19	19	19	19	
支 出	1. 建設改良費								
	2. 企業債償還金								
	3. 他会計長期借入金返還金								
	4. その他								
支出計(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引不足額(B)-(A)(C)	▲25	▲19	▲19	▲19	▲19	▲19	▲19	▲19	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金								
	2. 利益剰余金処分量								
	3. 繰越工事資金								
	4. その他								
計(D)	0	0	0	0	0	0	0	0	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)	▲25	▲19	▲19	▲19	▲19	▲19	▲19	▲19	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)									
実質財源不足額(E)-(F)	▲25	▲19	▲19	▲19	▲19	▲19	▲19	▲19	

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収益的収支	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
資本的収支	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
合計	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいう。

(別紙1)

団体名 (病院名)	北秋田市(北秋田市民病院) ※合算
--------------	----------------------

(令和6年3月31日 予定)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分	年度	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	収	1. 医 業 収 益 a	3,863	4,230	4,114	3,983	4,066	4,062	4,094
	(1) 料 金 収 入	3,723	4,067	3,956	3,832	3,916	3,882	3,911	3,926
	(2) そ の 他	140	163	158	151	150	180	183	183
	うち他会計負担金 b	60	60	60	60	60	60	60	60
	2. 医 業 外 収 益	555	598	748	800	608	573	545	511
	(1) 他会計負担金・補助金	413	413	399	475	539	504	500	466
	(2) 国(県)補助金	19	19	19	19	19	19	19	19
	(3) 長期前受金戻入	41	41	41	41	41	41	17	17
	(4) そ の 他	82	125	289	265	9	9	9	9
	経 常 収 益 (A)	4,418	4,828	4,862	4,783	4,674	4,635	4,639	4,620
入	1. 医 業 費 用 c	4,603	4,806	4,742	4,789	4,914	4,833	4,678	4,666
	(1) 職 員 給 与 費 d	2,276	2,303	2,332	2,332	2,343	2,413	2,402	2,392
	(2) 材 料 費	692	756	733	781	753	763	780	792
	(3) 経 費 e	779	919	852	887	864	716	716	716
	(4) 減 価 償 却 費 f	482	468	442	401	519	518	331	331
	(5) そ の 他	374	360	383	388	435	423	449	435
	2. 医 業 外 費 用	204	235	399	374	127	120	89	82
	(1) 支 払 利 息	80	75	72	68	69	65	60	56
	(2) そ の 他	124	160	327	306	58	55	29	26
	経 常 費 用 (B)	4,807	5,041	5,141	5,163	5,041	4,953	4,767	4,748
	経 常 損 益 (A)-(B) (C)	▲ 389	▲ 213	▲ 279	▲ 380	▲ 367	▲ 318	▲ 128	▲ 128
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	236	262	221	92	49	1	1	1
	2. 特 別 損 失 (E)	31	79	3	3	1	1	1	1
	特別損益 (D)-(E) (F)	205	183	218	89	48	0	0	0
	純 損 益 (C)+(F)	▲ 184	▲ 30	▲ 61	▲ 291	▲ 319	▲ 318	▲ 128	▲ 128
	累 積 欠 損 金 (G)	▲ 3,212	▲ 3,242	▲ 3,303	▲ 3,594	▲ 3,913	▲ 4,231	▲ 4,359	▲ 4,487
不良債務	流 動 資 産 (ア)								
	流 動 負 債 (イ)								
	うち一時借入金								
	翌年度繰越財源(ウ)								
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額								
	差引 不良債務 [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)] (オ)	0	0	0	0	0	0	0	0
	経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	91.9	95.8	94.6	92.6	92.7	93.6	97.3	97.3
	不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{c} \times 100$	83.9	88.0	86.8	83.2	82.7	84.0	87.5	88.1
	修 正 医 業 収 支 比 率 $\frac{a-b}{c-e} \times 100$	92.3	96.1	94.3	89.4	91.1	92.7	92.8	93.4
	職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{d}{a} \times 100$	58.9	54.4	56.7	58.5	57.6	59.4	58.7	58.2
	地方財政法施行令第15条第1項 により算定した資金の不足額 (H)								
	資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	病 床 利 用 率	79.6	83.8	74.8	72.5	75.6	79.7	79.4	79.1

団体名 (病院名)	北秋田市(北秋田市民病院) ※合算
--------------	----------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度							
		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収 入	1. 企業債	21	0	0	180	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	253	257	255	274	386	295	299	304
	3. 他会計負担金								
	4. 他会計借入金								
	5. 他会計補助金								
	6. 国(県)補助金	25	19	19	19	19	19	19	19
	7. その他の	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	299	276	274	473	405	314	318	323
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)								
	前年度許可債で当年度借入分 (c)								
純計(a)-(b)+(c) (A)	299	276	274	473	405	314	318	323	
支 出	1. 建設改良費	23	0	0	180	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	251	257	255	258	291	295	299	304
	3. 他会計長期借入金返還金								
	4. その他の								
	支出計 (B)	274	257	255	438	291	295	299	304
差引不足額 (B)-(A) (C)	▲ 25	▲ 19	▲ 19	▲ 35	▲ 114	▲ 19	▲ 19	▲ 19	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金								
	2. 利益剰余金処分量								
	3. 繰越工事資金								
	4. その他の								
計 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	▲ 25	▲ 19	▲ 19	▲ 35	▲ 114	▲ 19	▲ 19	▲ 19	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)									
実質財源不足額 (E)-(F)	▲ 25	▲ 19	▲ 19	▲ 35	▲ 114	▲ 19	▲ 19	▲ 19	

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収益的収支	( 336) 473	( 242) 473	( 233) 459	( 307) 535	( 374) 599	( 342) 564	( 340) 560	( 307) 526
資本的収支	( 135) 274	( 128) 257	( 127) 255	( 313) 454	( 225) 386	( 132) 295	( 134) 299	( 136) 304
合計	( 471) 747	( 370) 730	( 360) 714	( 620) 989	( 599) 985	( 474) 859	( 474) 859	( 443) 830

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいう。